

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須図書館 多目的ホール

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年5月20日(木)午後2時00分～2時30分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須図書館 多目的ホール</p> <p>3. 出席委員(18人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井 喜代子、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(0人)</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第230号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 零 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第5回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、全員が出席しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 >

議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は、2番 栗野 隆夫 委員、 3番 荒井 喜代子 委員にお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。</p> <p>それでは、次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
7番 栗野 育夫 委員	<p>5月9日、現地調査及び関係人から事情を聴取しましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします</p>
議長	<p>整理番号2番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>
10番 中山 忠夫 委員	<p>5月10日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。</p>

<p>(10番 中山 忠夫 委員)</p>	<p>取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号3番について、15番 小川 祥一 委員をお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>5月10日、現地調査と聞き取り調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>まず、整理番号1について、調査委員の報告を7番 栗野 育夫 委員をお願いします。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>5月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、</p>

<p>(7番 栗野 育夫 委員)</p>	<p>申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。今回の案件は特殊なので概略を説明します。申請人が買い受けた店舗の前に設置された駐車場の中に未転用部分がございます、今回所有権が移転できないということで申請がございました。事務局の考えですと経過年数が20年経過してないので非農地には該当しないので、5条での申請で所有権移転できるようにするという事です。申請地は、旧●●●で南側に河川があり、河川改修と合わせて道路拡幅をやっており、その河川改修と道路拡幅工事の際に出た公共残土をあの場所に埋めてあります。いわゆる経過年数が20年ではなくても、県から非農地証明を出すにあたり正式に公共事業等により出たところについては、非農地でもいいのではないかとこの通知が来ております。私個人としては紛らわしい手続きすることなく非農地でも良かったのではなかと考える次第です。先ほども申し上げました通りこれは形式的で、すでにもう転用行為はいっさいすることはございません。店舗はすでに建っており、駐車場についても整地されております。その中の一部駐車場の中にあるということですので、それをふまえてご検討いただきたいと思います。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、北と西が道路、南が河川、周囲に農地は一切ありません。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する空き店舗を令和2年11月に取得し、令和3年3月に料理店を開業した。店舗の駐車場として利用するため、申請地を取得できることになったが、平成12年頃に食堂の駐車場として整備された際に農地法の手続きが行われていなかったため、申請に至った。転用面積385㎡ 駐車場8台はすでに完成されています。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。担当地区委員から意見がありましたら14番 塩野目富夫 委員お願いいたします。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。
7番 栗野 育夫 委員	5月13日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号整理番号1のとおりです。調査方法、現地・関係書類等を見て確認。耳が不自由ということで現地での聞き取り調査は行いませんでした。土地の履歴、昭和59年相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、無断転用。非農地となって何年経過したか、経過年数、約48年。申請地●●●番には昭和43年に、申請地●●●番には昭和47年に、それぞれ縫製業を営んでいた申請人が工場を建て20年前くらいまで使用していた。その後、事業は止めたが建物はそのまま現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われまます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議がないようですので申請のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第230号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第230号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須

<p>(事務局(平))</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請があった、那須烏山市農用地利用集積計画(第229号)については、新規2件 更新2件です。利用権の設定を受ける者3名、利用権を設定する者3名です。利用権の設定面積は、15,741㎡です。令和3年度 累計は、95,352㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年5月31日公告予定です。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p> <p>上程中の議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第230号)の承認について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第230号)の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。</p> <p>(午後 2時 30分)</p>
---	--

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月20日

議 長

2 番

3 番